

◆《本会議録・平成24年第3回・20120925-027225-質問・答弁・青山圭一議員一般質問①防災対策について②死因究明の推進について③緊急財政対策について④「これからの神奈川県のあるあり方」について》

〔議会局長報告〕

出席議員 副議長共 97 名

○副議長（笠間茂治） ただいまから本日の会議を開きます。

○副議長（笠間茂治） 審議を行います。

日程第1、定県第61号議案 平成24年度神奈川県一般会計補正予算外16件並びに日程第2、認第1号 平成23年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県病院事業決算の認定について、以上一括して議題といたします。

これより質問並びに質疑を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

青山圭一君。

〔青山圭一議員登壇〕（拍手）

○青山圭一議員 おはようございます。

民主党・かながわクラブ、川崎市北部、多摩区選出の青山圭一でございます。通告に従いまして、順次、分割方式にて質問をまいります。

知事並びに安全防災局長、保健福祉局長、警察本部長におかれましては明快かつ具体的な答弁をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

質問の1点目は、防災対策についてであります。

防災アセスメント調査の再実施を含めた、石油コンビナートの地震防災対策についてであります。

昨年3月の東日本大震災で生じた、石油コンビナートを抱える沿岸地域での被害は甚大なものであります。こうした教訓を踏まえ、本県でも「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の修正を今年4月に行ったところであります。この県石油コンビナート等防災計画は、国の防災アセスメント指針に沿って行われる防災アセスメント調査の結果をもとに被害を想定し、策定、修正されるものであります。本県ではこのアセスメント調査が、平成18年3月に行われて以来実施がなされておられません。

一方、国では東日本大震災を受け、都道府県のアセスメント調査のガイドラインとなる新しい防災アセスメント指針の検討作業を、現在、進められているとのことであります。東日本大震災を経験して、前回調査時と比べ考慮しなければならない要素や新たに判明した知見など、アセスメント調査に取り込まねばならない事項が増えているはずであります。東日本大震災を受けて修正された石油コンビナート等防災計画を着実に進めていくためにも、現在、国において検討されている石油コンビナートの防災アセスメント指針の見直しがまとめ次第、本県でも新たなアセスメント調査を行うことが重要であると考えます。

そこで、安全防災局長に伺います。

新たな防災アセスメント調査の実施を含め、今後、石油コンビナート地域の地震防災対策をどのように充実させていくのか伺います。

〔安全防災局長（蛭名喜代作）発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 蛭名安全防災局長。

○安全防災局長（蛭名喜代作） 石油コンビナートの地震防災対策についてお尋ねがありましたので、お答えします。

本年4月に修正しました「県石油コンビナート等防災計画」は、東日本大震災の経験をもとに地震防災対策の充実強化を図ったところでございます。

計画では、例えば津波浸水対策として浸水による電気設備の故障、高圧ガス車両や容器の流出などへの対策について、また、耐震対策として大型の石油タンクへの緊急遮断弁の設置などの対策を位置づけています。これを踏まえて事業者の皆さんに、それぞれの実態に即し、主体的な検討や取り組みをお願いしているところでございます。

県では関係市、海上保安庁などと合同で10月から各事業所への立入検査を実施します。この検査を通じて各事業所の検討状況や実施状況を把握するとともに、対策の迅速な実施と充実を働きかけてまいります。

一方、国においては石油コンビナート地域での地震被害を予測する防災アセスメント調査の指針について、津波による被害の予測評価、予測手法なども加味した新たな指針の検討を進めております。この指針は今年度中に取りまとめられる予定でありますので、県といたしましてはその内容を精査した上で、今後、アセスメント調査の実施についてしっかりと検討してまいります。

以上でございます。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 青山圭一君。

○青山圭一議員 それぞれ答弁をいただきました。再質問をいたします。

消防庁の新しい防災アセスメントの指針検討作業が平成24年度内に行われるとのこと

であります、その結果を受けて、本件の防災アセスメント調査については平成 25 年度内に行うと考えてよいのか、再度伺いたいと思います。

以上です。

〔安全防災局長（蛭名喜代作）発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 蛭名安全防災局長。

○安全防災局長（蛭名喜代作） 再質問にお答えします。

消防庁の検討でございますけれども、7月から始まりまして、まだ半ばでございます。今後、調査の手法であるとか評価の方法について検討するということでございます。私ども安全防災局も、この消防庁の検討会議の委員として入っておりますので、石油コンビナートを担当する県として必要な意見を申し上げていかなければなりません。

また、この調査を実施するということになると、コンビナートの事業者あるいは地元の市から相当なデータ、資料をいただいければなりません。

そこで、県といたしましてはまずは国の検討状況を把握するとともに、事業者あるいは地元市の意見も伺いながら、防災アセスメント調査の実施については様々な観点から総合的にしっかりと検討してまいります。

以上でございます。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 青山圭一君。

○青山圭一議員 それぞれ答弁をいただきました。

防災アセスメント調査の実施を含めた調査について、ぜひ来年度に行っていただきたいと思います。

また、石油コンビナート地域における地震の防災対策について、しっかりと取り組むということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

防災につきましては、今、様々な取り組みがなされているわけでありまして、各市町村においてもしっかりと、防災対策の連携強化を図っていただきたいと思ひます。

今、県では県有施設の全廃、そして市町村、団体等への補助金の見直し等々が行われているわけでありまして、特に防災資器材等について安心・安全をしっかりと守っていく、そういう意味において極めて重要な施策であるというふうに思ひます。

この点につきましては、今後、県有資産の見直し、そして補助金等の見直しの中で精査がされてくるというふうに思ひますけれども、市町村ともこの点についても話し合いをしていただいて、取り組みを進めていただきたい、このようなことを申し上げさせていただきます。

以上です。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 青山圭一君。

〔青山圭一議員登壇〕

○青山圭一議員 質問の第2は、死因究明の推進についてであります。

死因究明の推進に係る警察の対応について、まず伺いたいします。

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、いわゆる死因・身元調査法の成立により、警察署長は、取り扱い死体の死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、検査を医師に行わせ、さらに法医学に関する専門的知識や経験を有する者の意見を聞き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは解剖を医師に行わせることができることになりました。このことは、警察に対して、死因究明の推進について非常に重要な使命が新たに課せられたこととなります。

この新しい使命に対応していくため、また既存の取り組みを強化していくために、警察の中でも必要な人員、設備等の体制を十分に整えていく必要があると考えます。

そこで、警察本部長に伺います。

死因・身元調査法の成立に伴い今後どのように対応していくのか、また、死因の究明に協力してもらう地域の医師との連携についてどのように考えているのか、あわせて伺います。

質問の第2は、死因究明推進のための体制についてであります。

先般成立した死因究明等の推進に関する法律では、基本方針として死体の検案及び解剖の実施体制の充実がうたわれており、地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされております。

本県の現状を見ると、終戦直後の経緯から、横浜市の区域においてのみ監察医の制度が置かれております。逆に言えば、横浜市以外の区域では監察医制度は導入されておらず、運用で工夫しているとはいえ制度的には県内でふぞろいな状況となっております。一方、本県の平成23年度の解剖率は36.2%と、全国平均の11.0%を大きく上回り高い水準にありますが、これは本県に、地域限定的とはいえ監察医制度があることも一因であると考えます。

しかし、これは一部の医師にのみ業務が集中しているという現状によるものであり、今後の継続性を考えると好ましい状況ではありません。我が国は諸外国と比べると解剖率はまだまだ低い状況にあるため、犯罪による死の見逃し防止に向けて検案や解剖等の体制を強化するべきであり、そのためには、警察署やその近隣で円滑に死因の究明ができるよ

う、まず検案や解剖ができる医師等の人材を充実させていくことが重要であるというふう
に考えます。

そこで、保健福祉局長に伺います。

死因究明推進法の趣旨に沿った県内各地で検案や解剖を行うことができる医師等の充
実についての認識と、今後どのような取り組みを行うのか伺います。

また、本県では監察医制度について、制度そのもののあり方を検討していると仄聞し
ておりますが、今後の監察医制度のあり方について、検討スケジュールも含めて伺います。

以上です。

〔保健福祉局長（菊池善信）発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 菊池保健福祉局長。

○保健福祉局長（菊池善信） 保健福祉局関係の質問についてお答えします。

死因究明推進のための体制について、お尋ねがありました。

死因が明らかでない遺体についてその原因を究明することは、犯罪死の見逃し防止な
どに有効であるだけでなく、社会不安の解消や公衆衛生の向上にも資することから、検
案や解剖を行う医師の充実に向けての取り組みは有意義だと認識しております。しかしな
がら、一般的に人の命を助けたい、という思いで入学する医学生が大多数の中、卒業後の臨
床研修が義務づけられたことや勤務先が限られるなどの理由により、解剖医や法医学を志
す医師が少ないといった現状があります。

このような中で、国において、いわゆる死因究明推進法の趣旨を踏まえ、死因究明を
行う医師等の人材育成や資質向上のための施策が検討されているところでありますので、
県としてはその動向を注視しながら、何ができるか検討してまいりたいと考えております。

次に、監察医制度についてですが、この制度は県内では横浜市内のみに適用されてお
り、死因の明らかでない遺体を遺族の承諾なしに解剖することができるものとなっております。

一方で、いわゆる死因究明二法の中の一つであります警察等が取り扱う死体の死因又
は身元調査に関する法律でも、警察署長の権限により、死因究明のため遺族の承諾なしに
解剖することができることとされました。このようなことから、この法律が施行されれば
監察医制度の存在意義も薄れると考えられますので、現在、監察医制度そのものの見直し
の検討を進めているところであります。

検討に当たっては、警察本部など関係機関との調整を初め神奈川県監察医委員会の中
でそのあり方について議論をし、死因究明二法の施行状況を見定めた上で方向性を決めたい
と考えております。

私からの答弁は、以上であります。

〔警察本部長（久我英一）発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 久我警察本部長。

○警察本部長（久我英一） 死因・身元調査法の成立に伴う警察の対応について、お答え

をいたします。

いわゆる死因・身元調査法は、警察等が取り扱う死体について死因を明らかにし、犯罪死の見逃しを防止するため、検査や解剖等に関して必要な事項を定めたものであります。この法律では、警察署長が解剖するに当たっては法医学に関する専門的な知識経験を有する医師等の意見を聞き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは解剖を実施することができることとされており、医師等との緊密な連携が必要となります。

県警察では来年4月1日の法律の施行に向け、警察署長や刑事課長等に対する指導・教養を徹底するとともに、医師等との連携を強化してまいります。

また、県警察では、これまで検死室の設置や検死を補助する装置の整備など検死体制の充実強化を図ってきたところでありますが、この法律に基づく業務推進のために必要となる検査資器材や解剖費用等の経費について、関係部局と調整の上、適切に措置してまいります。

次に、死因究明に向けた地域の医師との連携についてであります。

県警察では現在、死体の検案は、大学の法医学教室の教授や監察医のほか、地域の医師数名にお願いしております。地域の医師については、過去に大学の法医学教室の教授であった方、監察医の経験のある方、厚生労働省で実施している死体検案研修を修了した方など、いずれも法医学の知見のある医師であり、それぞれ積極的に協力をいただいているところであります。

県警察といたしましては、法医学の知見のある地域の医師に積極的にご協力いただくことは死因の究明、犯罪死見逃し防止等の観点から大変有意義なことと考えており、今後、相互の連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 青山圭一君。

○青山圭一議員 お答えをいただきました。

それでは、再質問を行いたいと思います。

保健福祉局長、警察本部長にそれぞれ伺います。

答弁では、具体的なスケジュールについてはお示しがされませんでした。医師の育成等々についてということでもありますけれども、現在、本県における監察医は5名、地元で検案について協力していただける医師は県内に、先ほど数名ということが答弁でありましたが、7名ということでもあります。また、平成22年度中に本県の監察医が取り扱った件数は5,086体、このうち検案を行った遺体は3,317体、解剖を行った遺体は1,769体となっております。さらに、解剖遺体1,769体のうちお一人の監察医が1,718体を扱っており、

全体の約 97%の割合になっており、残りの3%を2人の監察医が行っております。他の監察医2名はここ数年、検案、解剖を行っていないと思われま。これが本県の現状であります。

また、検案、解剖ができる医師の充足に向けた取り組みも、十分な体制が生まれ、着実に取り組みがなされているとも言い難い状況であるというふうに思います。

こうした状況を憂い、本県の死因究明の推進に向け、自分たちの地域については検案ができる体制をつくらなくてはならないと考えている医師の方が川崎市におります。川崎市内で発生した取り扱い死体は川崎市内で基本的に完結させたい、こうしたことを言われております。横浜市の一部の方のみに大きな負担がかかっている本県の状況を変えていく必要があるのではないのでしょうか。

こうした方々と保健福祉局、そして県警とが具体的な方策を検討する機会をできるだけ早く、できれば年内を目途に協議を行うべきと考えますが、保健福祉局長、警察本部長の見解をそれぞれ伺います。

以上です。

〔保健福祉局長（菊池善信）発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 菊池保健福祉局長。

○保健福祉局長（菊池善信） 再質問にお答えいたします。

検案、解剖ができる医師の充足に向けた協議を進めるべきというふうなご質問でございますが、死因究明二法を受けまして、県内の検案や解剖の体制を強化する必要がありまして、その方のご協力により全県的に死因究明体制が充足されることは望ましいことだと考えますので、お話を伺いしていこうと考えております。

〔警察本部長（久我英一）発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 久我警察本部長。

○警察本部長（久我英一） 先ほどお答えいたしましたとおり、県警察といたしましては、法医学の知見のある地域の医師にご協力いただくことは死因究明等の観点から大変有意義なことと考えております。

川崎市内で発生した死体の検案が川崎市内で完結できれば、他の地域の検案医の負担軽減にもつながるものであります。県警察といたしましては、地域における検案体制づくりの協議に積極的に参加し、できるだけ早く地域の医師等との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 青山圭一君。

○青山圭一議員 お答えをいただきました。

警察本部長からは、できるだけ早くというようなお答えをいただきました。

それでは、意見、要望を申し上げさせていただきたいと思います。

神奈川県においては横浜市にのみ監察医制度があるため、過去の様々な事案について、県内各所からの取り扱い死体を横浜市内の監察医に検案、解剖を委ねているのが現状であります。神奈川県警の死体取り扱い数は、資料によりますと平成 23 年度、1 万 3,288 人、平成 22 年度は 1 万 2,936 人となっており、神奈川県で行われた解剖の総数は平成 23 年度は 4,804 人、平成 22 年度は 4,463 人となっております。

こうした状況の中、先般、国会において死因・身元調査法と死因究明推進法が成立しました。死因・身元調査法の成立により、死因を明らかにするために必要があると認められる場合には警察署長が検査や解剖を行うことができることとなりました。警察には死因究明の推進について非常に重要な使命が新たに課せられたこととなりますが、これにこたえていくために、警察の中でも必要な人員、整備体制を十分に備えていく必要があります。

体制整備については、先ほど答弁をいただきました。取り組みのほうをよろしく願いたいと思います。

次に、死因究明推進法の制定に伴う体制整備のあり方についてであります。

本県は、新たな法律が施行されれば監察医制度の意義は薄れるとの認識を、今、答弁でも示されております。本県及び県警察としては、現在、特定の監察医に仕事が集中している状況については好ましくないと考えており、犯罪死の見逃し防止には解剖医の増加や育成等が今後の課題であると認識しているようであります。常識的に考えて、解剖総数の約 97%を一人の監察医が負担しているこの現状、これは是正すべきことと思います。

次に、地元警察に対して検案を協力する医師についてであります。

現在、県内で 7 名、うち川崎市においては 2 名ということであります。私の地元、川崎市においても検案する医師が以上の人数ということで、非常に少ない状況であります。このため治安業務にも支障を来していると思われまして、現に私の地元である多摩区において、地区担当警官、刑事課刑事、鑑識係官らが情報収集、報告書作成等に奔走し、翌朝から横浜の監察医まで遺体とともに同行することがあります。場合によっては数時間の検案待ちの後、検案に立ち会う。多摩区の場合で言えば担当者は 1 体当たり数時間から半日署をあけるため、その間の刑事課は本来の捜査活動に穴を開けることになるわけでありませぬ。

さらに、同日数体の取り扱い死体が発生した場合には、刑事課機能に支障を来すばかりか勤務明けの刑事の超過勤務という形で負担をかけているのが現状ではないでしょうか。

さらに、遺族に対する経済負担の問題もあります。例えば、川崎市北部でこうした異状死体として取り扱われると、川崎市北部から横浜市の監察医までの葬儀業者に対する往復の運搬料、監察医に対する検案料や検案文書代等を合わせると、解剖がなくとも 7 万円前後の費用が発生し、承諾解剖となればさらに 10 万円ほど追加請求されると言われており

ます。

こうしたことを念頭に、明らかに病死や事件性なしと考えられるケースでは、地域警察署管内に警察医とは別枠で検案研修などを習得した警察に協力する医師を登録しておき、近隣の警察に協力する医師が所轄警察署の遺体安置所で一通りの検案作業をするべきであります。

この時点で検案医や主治医が疑問に思った場合には横浜監察医へ検案依頼するなり、尿の薬物検査をするなり、さらに必要であればA iを利用すれば一死亡時画像診断でありますけれども一監察医の負担軽減と検案精度の向上にもつながります。死因究明に係る人材の養成をするためにも、今回は言及しませんでした。今後、A iセンターの必要性も高まってくると思います。いつまでも現在の横浜市に置かれている監察医にばかり頼らず、まずは川崎市内でもある程度検案をすべきであります。児童虐待の判別や体表面からではわからない死因究明向上のために、検案並びに死亡診断の重要な一翼を担うA iセンターを設立すべきであると考えます。

最後に、横浜市域外の地域から、まず川崎からでも、検案のできる、地域警察に協力ができる医師を養成すべきと考えます。早期に川崎市の医師と保健福祉局、県警察とで協議を行う旨の回答が先ほどございましたので、取り組みのほうをぜひともよろしく願いをしたいと思います。

以上です。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 青山圭一君。

〔青山圭一議員登壇〕

○青山圭一議員 質問の第3は、緊急経済対策についてであります。

本年3月、県は中期財政見通しを策定し、平成24年度から26年度までの3年度について推計を行い、3年間の財源不足を1,650億円と試算をいたしました。平成24年度の当初予算編成に際して想定された900億円の財源について、施策・事業の見直しや人件費の抑制、地方交付税の増額確保及び財政調整基金の活用により不足額を確保しましたが、今現在、平成25年度、26年度の財源不足については解消の方策が示されておられません。神奈川県のような大きな組織が将来の運営を考えていく際に、可能な限り中長期の財政見通しを立てて検討していくべきだというふうに思います。

さまざま、有識者を交えての議論がこの間、されてきてまして、9月17日に第4回の調査会が聞かれ、最終意見がまとめられたところであります。

そこで、知事に伺います。

緊急財政対策本部調査会の最終意見について、知事はどのように受けとめているのか伺います。

また、財源不足額が見込まれておりますが、その具体的な解消方策についてはいつ提示されるのか伺います。

次に、県営住宅を川崎市等の市町へ移管することについてであります。

神奈川県緊急財政対策本部では、県有施設の見直しについて議論が行われております。私は県有施設について、いわゆる政令市での二重行政が生じている可能性が十分にあるというふうに考えております。その具体例として、公営住宅であります県営住宅と市町営住宅については、私は、これは一本化をすれば運営・管理等の一体化ということができるのではないかというふうに考えます。

そこで、知事に伺います。

県営住宅の移管について、川崎市等の市町から申し出があった場合、協議を行う考えがあるのか伺います。

以上です。

〔知事（黒岩祐治）発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 黒岩知事。

〔知事（黒岩祐治）登壇〕

○知事（黒岩祐治） 緊急財政対策についてお尋ねがありました。

まず、緊急財政対策本部調査会、最終意見の受けとめ方についてであります。

調査会からは、県有施設の3年以内原則全廃、補助金を一時凍結した上で抜本的な見直しなど、本県の財政状況の厳しさを反映した明確なメッセージを出していただいたものと受けとめております。

また、この取り組みを単なる歳出削減にとどめることなく、未来への投資に繋げるべきだとの意見もいただきました。

緊急財政対策は、これからが正念場であります。県といたしましてはこうした調査会からの貴重なご意見を実現すべく、全庁一丸となった取り組みを進めてまいります。私もその先頭に立つ覚悟であります。そして「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向け、経済のエンジンを回すための政策にも大胆に取り組んでまいります。

次に、財源不足額の解消方策の提示時期についてであります。

現在、調査会の意見を踏まえ、県としての緊急財政対策案の策定作業を進めており、この対策案の中で財源不足の解消に向けた具体的取り組みの方向性を整理しておりますので、近々この案の中でお示ししてまいります。

次に、県営住宅の市町への移管についてお尋ねがありました。

県営住宅や市町村営住宅は、公営住宅法に基づき、県と市町村がそれぞれ事業主体として所得の低い住宅困窮者に安い家賃で住宅を提供するものです。本県では平成24年3月末現在、県営住宅が約4万5,000戸、市町営住宅が約6万6,000戸、合わせて11万1,000

戸あります。これらの住宅に入居できる方は、県営住宅は県内全域、市町営住宅はその市町にお住まいの方となっており、それぞれが補完し合いながら住宅セーフティネットとしての役割を果たしています。

そうした状況の中で、市町が県営住宅の移管を受けて市町営住宅と一体的に管理していくことは、入居者募集や建物の修繕などを効率的に実施できるという利点があります。一方で、建物の老朽化に伴う修繕費や建設時の債務返済など、県と市町双方にとって財政的な課題がございます。

現在、県では緊急財政対策本部調査会からの意見を受け、施設の必要性、市町村や民間による実施などの視点から、すべての県有施設のあり方について検討しているところがあります。今後、県営住宅についても、そうした基本的な考え方にに基づき具体的に検討を行ってまいります。その際、川崎市を初め地元市町から移管のご要望がある場合には、県としても、県財政への影響などにも配慮しながら協議に応じてまいります。

答弁は、以上です。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 青山圭一君。

○青山圭一議員 答弁をいただきました。

2点再質問します。

中期財政見通しについての不足額については、お示しはされませんでした。近々ということでもありますけれども、それでも、平成27年度以降の財政見通しについてはどのような考えをお持ちなのか、1点伺います。

2点目といたしまして、今年3月に、平成24年度から26年度までの財源不足額は1,650億円というふうに試算されておりますけれども、この試算が、不足額が広がるということなのか。今、再精査される財源不足でありますけれども。その2点について伺いたいと思います。

以上です。

〔知事（黒岩祐治）発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 黒岩知事。

〔知事（黒岩祐治）登壇〕

○知事（黒岩祐治） それでは、再質問にお答えしてまいります。

将来にわたる財政の見通しに基づいた財政運営を行うこと、大変重要なことであると認識しております。こうした認識のもと、本県ではこれまでもおおむね3年から5年を展望した県全体の財政収支見通しを作成、公表し、計画的な財政運営に努めてまいりました。

一方、国の地方財政対策が頻繁に変更される中であっては、県が独自に長期的な財政

状況を的確に見通すこと、これは大変困難であります。しかしながら、介護、措置、医療関係費や公債費などの増加は本県の財政運営の大きな制約となっていることから、こうした将来の県の財政負担を見極める上で重要な経費については長期的な見通しをお示しするよう、その方法や期間などについて検討していきたいと思っております。

現段階での財源不足額についてお伺いがありました。

平成 25 年度以降の財源不足額については現在、算定作業を進めておりまして、近々、緊急財政対策案の中でお示しいたします。

答弁は以上です。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 青山圭一君。

○青山圭一議員 それぞれご答弁をいただきました。

見通しについては近々お示しをするということですので、そちらの時期を待ちたいと思います。

また、県営住宅についての川崎市等への移管ということでありましたが、そういう申し出があれば協議に応じていきたい、こういうことでありました。ある会合で川崎市の幹部とこの問題について話をしました。二重行政、県営住宅、市営住宅についての問題、二重行政ということは免れないな、こういうことを言われておりましたので、近々そうした申し出もあるかもしれませんので、ぜひしっかりと対応をよろしくお願いしたいと思えます。

以上です。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 青山圭一君。

〔青山圭一議員登壇〕

○青山圭一議員 質問の第 4 は、「これからの神奈川県のある方」についてであります。

まず、これからの神奈川県のある方についての案の今後のスケジュールと 3 政令市との協議について伺います。

先般、これからの神奈川県のある方についての案が策定され、現在、県民から意見を募っているわけでありまして。政令市から提案される様々な大都市制度に関しての神奈川県としての対案として、非常に興味深く注視しているところであります。

現時点では、このスケジュールについて不透明な状況であります。いわゆる大阪都構想で言う特別区の導入については、3指定都市の基礎自治体としての行政運営を尊重しているということで、神奈川県と考えとして、指定都市の分割についてはその必要はなしということでもあります。これまでも政令市と協議を重ねてきたということでもあります。

そこで、知事に伺います。

これからの神奈川県のあり方についての案について、最終的なものはいつ提示されるのか今後のスケジュールについて、また、これからの神奈川県のあり方についての案の検討に当たり3政令市とはこれまでどのような協議を行ってきたのか、また、今後いつ協議するのか伺います。

次に、これからの神奈川県のあり方についてで検討している事務・権限の移譲についてであります。

国から権限、財源を移譲する、そして県は指定都市を初め市町村に権限、財源を移譲していく、こういうことであると思います。それでは、どのような権限・事務について国から移譲されると想定しているのか、また、市町村へ移譲する事務・権限についてもどのような内容を想定しているのか、それによって影響を受ける県の職員体制はどのようなものなのか、あわせて伺います。

次に、「神奈川州」の実現による経済効果についてであります。

先般、横浜市では大都市制度に対する骨子が示されたわけでありましてけれども、3月末に。その際、経済効果ということで約5兆円というような試算がされました。知事がさまざま、こういうメリットがあるんだ、ということを言われておりますけれども、それでは、具体的に経済効果はどういうふうに見込んでいるのか、その点について伺いたいと思います。

以上、3点です。

〔知事（黒岩祐治）発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 黒岩知事。

〔知事（黒岩祐治）登壇〕

○知事（黒岩祐治） これからの神奈川県のあり方について、何点かお尋ねがありました。

まず、スケジュールと3指定都市との協議についてであります。

今後、今定例会において所管の常任委員会に、神奈川州構想案の報告を行い、いただいご意見を踏まえた上で構想として確定したいと考えております。その後、市町村長との会議や、対話の広場の地域版で私自身が市町村長や県民の皆様に説明するとともに、幹部職員による県民向け説明会などを開催し、ご意見、ご提案をいただく予定にしております。

こうしたプロセスを経た上で、国に対しても神奈川はこういう姿を目指している、こういう方向に向かっていくんだという姿勢を示し、新たな特区制度創設の提案を行ってまいります。

また、今回の検討に当たって、指定都市も含めた副市長・副町長と副知事との意見交換会を開催しており、今後の県の目指すべき姿や特別市実施構想などとの関係についても率直に話し合いが行われたと受けとめております。今後、政令指定都市やその他の市町村とも引き続き意見交換を行う場を設け、話し合ってまいります。

次に、事務・権限の移譲についてお尋ねがありました。

まず、国から移譲される事務・権限についてであります。

今回お示した神奈川県構想案の中では、開かれた医療の実現など幾つかの施策を例示していますが、現時点では神奈川の地方自治のあり方を示した、いわば器のようなものと申し上げております。今後、この器に盛り込むべき国からの事務、権限移譲を含めた施策などについて、議会を初め市町村や県民の皆様からのご意見、ご提案をいただきたいと考えているところであります。

また、そうした施策を実現するためには、国の事務の内容や事務量を精査する必要がありますので、今後、具体的な事務・権限の移譲を検討していく中でその把握に努めてまいります。

次に、市町村との関係ですけれども、県では「事務処理の特例に関する条例」によって1,132事務にわたる独自の権限移譲を行ってきました。今後、県が神奈川県を目指す中では、住民に身近な事務はできるだけ市町村に担っていただきたいと考えており、引き続き県独自の権限移譲を着実に進めてまいります。

この権限移譲は県と市町村との間で協議を行うことが前提になっていますので、現時点で移譲する事務の内容や量をあらかじめ見込むことは難しいと考えております。また、県の体制については、国からの権限移譲や市町村への権限移譲に応じて具体的な事務の内容や量を勘案し、職員配置を検討してまいります。

最後に、神奈川県構想の実現による経済効果についてお尋ねがありました。

神奈川県構想案は、様々な分野で神奈川モデルを展開していくことにより、人を引きつけ、競争力を強化した神奈川を目指すこととしております。しかし、何度も申し上げますように、まだこれは器のようなものであります。今後、この器に盛り込むべき施策などについて広くご提案をいただきながら、さらに充実させていきたいと考えておりますので、現時点で定量的な経済効果を示すことは困難な状況であります。

しかしながら、神奈川モデルの実現のためには経済効果も含めたメリットをわかりやすくお示していくことは大変重要でありますので、今後、具体的な施策を展開していく中で経済効果の把握についても検討してまいります。

答弁は、以上です。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 青山圭一君。

○青山圭一議員 それぞれ答弁をいただきました。

この神奈川のあり方について、対話の広場等々を通じて市町村長を初め県民の皆様方に説明をしていきたいということでありました。

今、私が思いますのは、横浜市、そして川崎市については、やはりちょっと別に考えたほうがよろしいのではないかなというふうに考えています。それは、特別自治市構想を以前から取り組みをされているわけでありまして、もちろん相模原市についてもそうですけれども、先行しているのは横浜市、川崎市ということであります。

今、知事がよく言われておりますのは、この指定都市の市長と非常に良好な関係であると、このようによく言われております。そうであれば知事は市長との、自分のこの構想だけではなくて、今、出しております横浜市の特別自治市構想、あるいは川崎市の特別自治市構想等について速やかに、できれば年内くらいに直接話し合う機会を持つべきであるというふうに考えますけれども、そのことによって調整できるところから前に進めていく、そのことが重要であるというふうに私は思いますけれども、知事の見解を伺いたいと思います。

以上です。

〔知事（黒岩祐治）発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 黒岩知事。

〔知事（黒岩祐治）登壇〕

○知事（黒岩祐治） お答えしてまいります。

確かに、この横浜、川崎、相模原の市長の皆さんとは大変良好な関係を持っております。つい先日もあるパーティで横浜市の林市長とご一緒したんですが、林市長が私がいさつをした後に壇上に登られて、横浜市は独立するなんて言っていますけれども、知事とはこんなにいいんです。ということを経理自身がみんなの前でおっしゃっていただきました。それは大変ありがたいことだと思っております。

私は、この地方自治のあり方について一番大事なことは何か。前から繰り返し申し上げていますが、県民の皆さんにとってどういうメリットがあるのかという視点を忘れてはいけないということです。知事とそれぞれの3政令市長がいがみ合っていないということは、これは県民の皆様、市民の皆様にとっていいことだと思っております。ただ、お互いに切磋琢磨しながらお互いの、その地方自治のあり方を目指していくという方向性、いろいろ考えていく、工夫していくということはとても大事なことだと思っております。

私が今、考えているこの神奈川州構想というものと政令市が目指していこうとする姿、目指すべきは、ウイン・ウインの関係を持っていきたいと考えているところであります。

そのためにはいろいろな場を通じてしっかりと議論をしていく、話し合いをしていくということはとても大事なことだと思っておりますので、機会あるごとにお話し合いをしていきたいと思っております。

以上です。

〔青山圭一議員発言の許可を求む〕

○副議長（笠間茂治） 青山圭一君。

○青山圭一議員 お答えをいただきました。

非常に、まあ、何と申し上げましょうか、今までの答弁と同じかなということで、先ほどの、林市長が、独立すると言っていますけれども仲いいんですと、まあこういうことでありました。

思い起こせば私、12月の、この一般質問の機会をいただいたときに、知事から今と同じようなお答えがありました。非常に、ウイン・ウインの関係だと。したがって、神奈川県としてのあるべき方向性、私は考えた方がいいのではないですかというふうに提案をさせていただいたと思います。その際に私は、まずはどういう形かは別にして、プロジェクトチームなるものをつくったほうがよろしいのではないですか、というふうなことを提案させていただいたと思います。そのとき知事は、今、お話をされたように非常にいい関係なんです、ですからそんなプロジェクトチームというふうなことは全く考えておりませんというふうなことを言われたと思います。

それから数カ月たって、3月に横浜市の大都市構想骨子案が出ました。横浜市が神奈川県から独立すれば、先ほど申し上げましたが、経済効果は5兆円、そして重複する業務について整理すると県の職員を1,200人削減できることができる、こうした案が出てきました。これに対して知事は、非常に怒りをあらわにしたというふうな新聞報道がございました。

いろいろな二重行政について、先ほども申し上げましたが、県営住宅についての問題、あるいは産業支援等について、話し合いをするべきところは非常に、私はあると思いますので、そこからでもぜひやっていただきたいなというふうに思います。

私は、横浜市が横浜市域内の県有施設等について、横浜市はすべて受け取る、こういうふうなことも言われておりますけれども、これもよく考えると、県庁もこれ、県の県有施設。横浜市内にありますけれども。一体これなどはどうなるのかなというふうなこともちょっと考えてしまうわけでありますので、しっかり、今、機会あるごとに指定都市の市長とも話をしていきたいということでありますので、しっかりこの問題について首長同士が協議をしていただいて、できることから取り組みを進めていただきたい、そのことを申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。